

第2章 男女共同参画を取り巻く課題

1 男女共同参画をめぐる社会の動向と課題

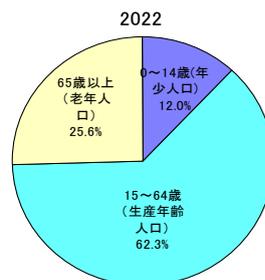
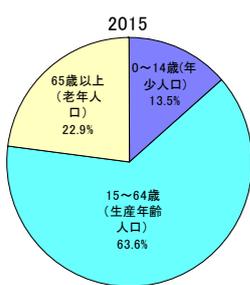
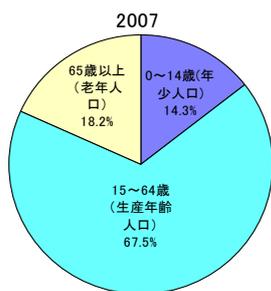
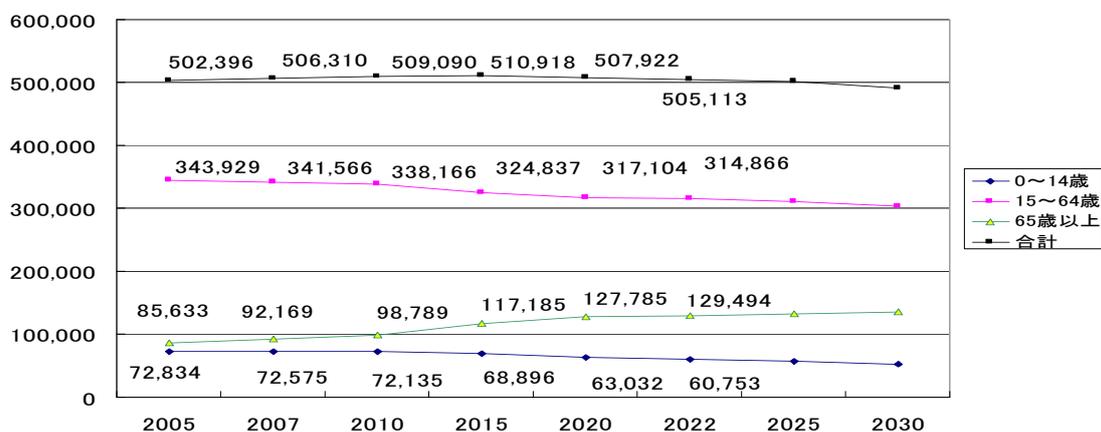
男女共同参画を効果的に推進するためには、男女共同参画をめぐる社会の動向に注意することが必要です。

ここでは、男女共同参画に関する国の動向を中心に、本市として取り組むべき課題を整理しました。

1 少子高齢社会の進行

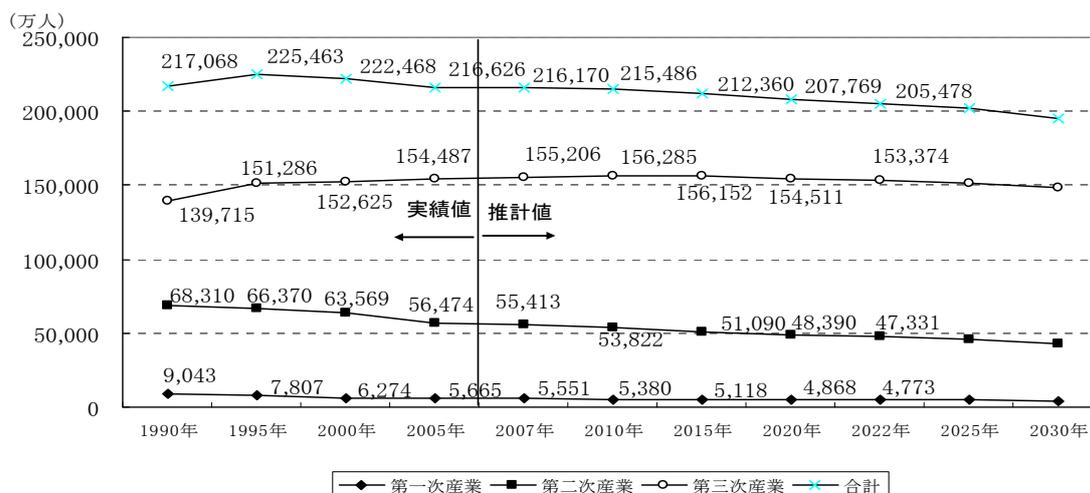
本市の将来推計では、老年人口（65歳以上）の割合が高まる一方で、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の割合は低下すると見込まれます。また、少子高齢社会の進行により、産業人口は第3次産業が微増するものの低下していくと見込まれます。このため、持続可能な活力ある社会を築くためには、職場・地域などにおいて、男性も女性もその能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

年齢構造別将来人口の見通し



(宇都宮市第5次総合計画策定資料)

産業別就業人口の推移と見通し



(第5次総合計画策定資料)

2 男女共同参画に関する法整備等

前計画の「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」策定後（平成15年度～平成19年度）に新たに整備された法律等を見てみると、次世代育成支援対策推進法の施行や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の改正など、仕事と家庭の両立を可能にし、性別にとらわれず個々の能力を活かせる環境づくりに向けた整備が行われてきました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）の一部が2度改正され、DV被害者の自立支援が明確化されるとともに、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

これらのことを踏まえ、本市としても男性も女性も希望に沿って仕事と家庭等が両立できる環境の整備を図るとともに、DV被害者が安心して自立した暮らしが送れるよう支援を強化する必要があります。

年	法律名など	概要
平成 15 年	次世代育成支援対策推進法施行	仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などを定める
平成 16 年	DV防止法の一部改正施行	配偶者からの暴力の定義拡大, 被害者の自立支援の明確化など
平成 17 年	育児・介護休業法の一部改正施行	育児休業期間の延期や子の看護休暇制度の創設など
平成 19 年	男女雇用機会均等法の一部改正施行	募集や採用にあたって, 身長や体重, 体力を要件にするなどの間接差別の禁止, 男性も含む労働者に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策の措置義務化など
平成 20 年	DV防止法の一部改正施行	市町村に基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化, 保護命令制度の拡充など

3 国の第2次男女共同参画基本計画の重点事項

国の第2次男女共同参画基本計画では, 次の10項目を重点事項としています。

男女共同参画社会基本法第14条¹⁾において, 市町村は国の男女共同参画基本計画を勘案して計画を定めるものとされています。

こうしたことから, 国の重点事項と整合を図りながら, 「女性のチャレンジ支援」「働き方の見直し」「男性にとっての男女共同参画社会」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」などに取り組む必要があります。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・ 2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し, 各分野の取組を推進

(2) 女性のチャレンジ支援

- ・ チャレンジ支援策を推進し, 情報提供のワンストップサービス化

¹⁾ 基本法第14条3

市町村は, 男女共同参画基本計画および都道府県男女共同参画計画を勘案して, 当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村基本計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- ・ 女性の再チャレンジ（再就職，起業等）支援策を充実
- （3）男女雇用機会均等の推進
- （4）仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ・ 男性を含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進
- ・ 短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及
- （5）新たな分野への取組
- ・ 新たな取組を必要とする分野（科学技術，防災，地域おこし，まちづくり，観光，環境）における男女共同参画を推進
- （6）男女の性差に応じた的確な医療の推進
- （7）男性にとっての男女共同参画社会
- （8）男女平等を推進する教育・学習の推進
- （9）女性に対するあらゆる暴力の根絶
- （10）あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し，男女共同参画社会の実現を目指す

4 男女共同参画白書の特集からみた男女共同参画をとりまく動向

内閣府が発行する男女共同参画白書には，毎年，男女共同参画に関するトピックが特集として掲載されています。平成18年度のテーマは「女性の再チャレンジ」，平成19年度のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」でした。本市においても，これらの課題に対応し，時代に沿った施策を展開する必要があります。

（1）平成18年度特集テーマ

「女性が再チャレンジしやすい社会へー男女共同参画と少子化対策は車の両輪ー」

【概要】

- ・ 人口減少時代に突入し，将来にわたり活力ある経済・社会を維持していくためには

新たな発想で社会のあり方を変えていく必要がある。

・社会の担い手である男性，女性を含めた全ての国民が多様な選択肢のもと，誰でも意欲を持って社会参画できるような環境を整えなければいけない。

・特に出産等により退職を余儀なくされている女性が多い現状から，働きながら子育てができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた働き方ができる環境を整備するとともに，いったん家庭に入っても再チャレンジできる環境を整備する必要がある。

・そうすることで，女性が安心して子どもを産み育てることができ，少子化対策としても有効になる。

（2）平成19年度特集テーマ

「国際比較でみた男女共同参画の状況－女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）－」

【概要】

・国際的にみて女性の社会参画の進んだ国はワーク・ライフ・バランスが図られていること，女性の活躍の場を提供するための積極的な取組を進めていること等，条件が整っている国が多い。

・女性の参画が企業の経営に好影響を与える可能性や，ワーク・ライフ・バランスが仕事に対する満足感をもたらすことが指摘されており，男女が仕事にも家庭生活等にもバランスよく参画できるような環境を整備する必要がある。

2 市民意識調査に基づく男女共同参画の状況と課題

本市では、行動計画改定の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その結果、新たに取り組むべき主な課題や市民のニーズなどが見えてきました。

アンケート調査概要

1 調査目的

男女共同参画に関する市民の意識とニーズについて、平成13年度に実施した調査（男女共同参画に関する意識調査）からの意識の変化や、社会情勢の変化に伴う新たな問題に対する意識等を調査し、「宇都宮市男女共同参画行動計画（うつのみやパートナープラン）」の見直し及び本市が取り組むべき施策の基礎資料とするために実施しました。

2 調査項目

- | | |
|----------|------------------|
| 1 男女平等意識 | 5 職業・就労 |
| 2 家庭生活 | 6 男女の人権 |
| 3 社会参画 | 7 男女共同参画社会に関する施策 |
| 4 少子高齢社会 | |

3 対象者

- ①宇都宮市在住の20歳以上の男女 3,000人
 ②旧上河内町、旧河内町在住の満20歳以上の男女 250人
 （平成19年3月31日合併に伴い追加調査）

4 調査期間

- ①平成19年1月19日～2月9日
 ②平成19年4月23日～5月18日

5 調査方法

郵送法によるアンケート調査

6 回収結果

	①旧宇都宮市		②旧上河内町・旧河内町	
	回収数	回収率	回収数	回収率
全体	1,460	48.7%	133	53.2%
女性	856	—	69	—
男性	559	—	59	—
性別不明	45	—	5	—

※ 次ページ以降の調査結果については、①旧宇都宮市のデータを掲載しています。
 ②旧上河内町・旧河内町の調査結果については、参考資料に掲載しています。

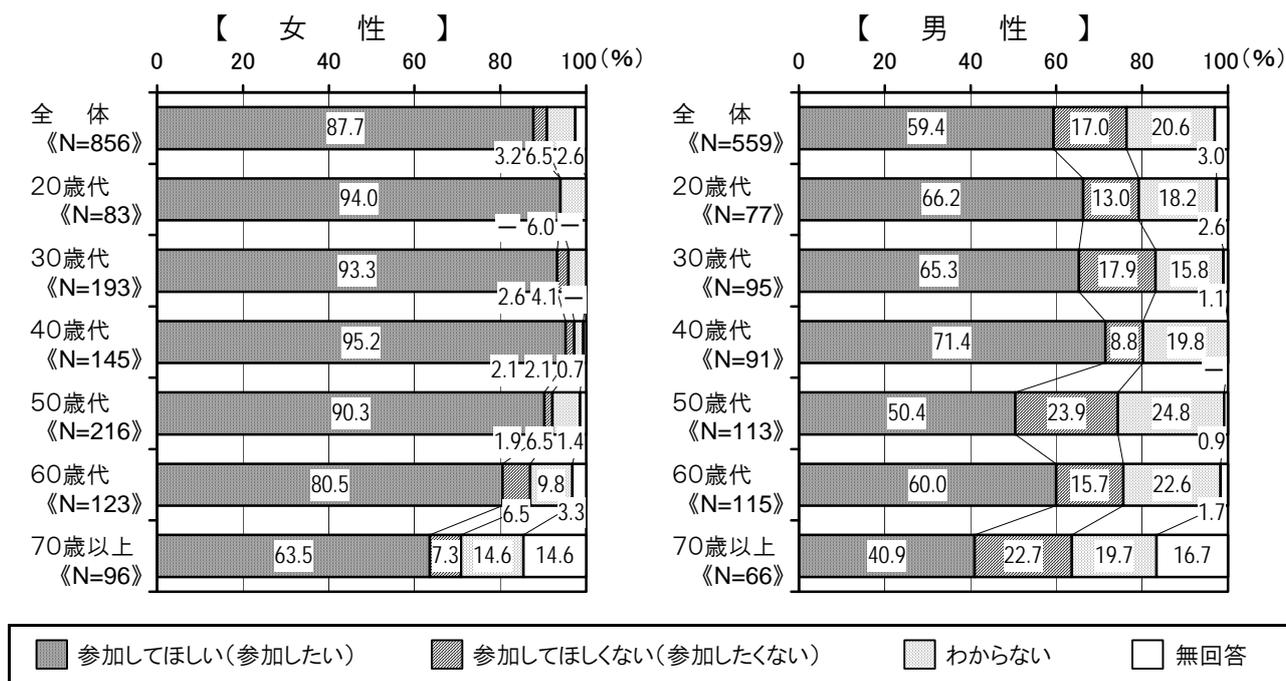
1 家庭生活

男性の家事・子育て・介護等への参加についてたずねたところ、「家事・子育て・介護等に参加したい」と答えた男性は 59.4%でした。また、男性に家事・子育て・介護等に参加してほしいと答えた女性は 87.7%でした。

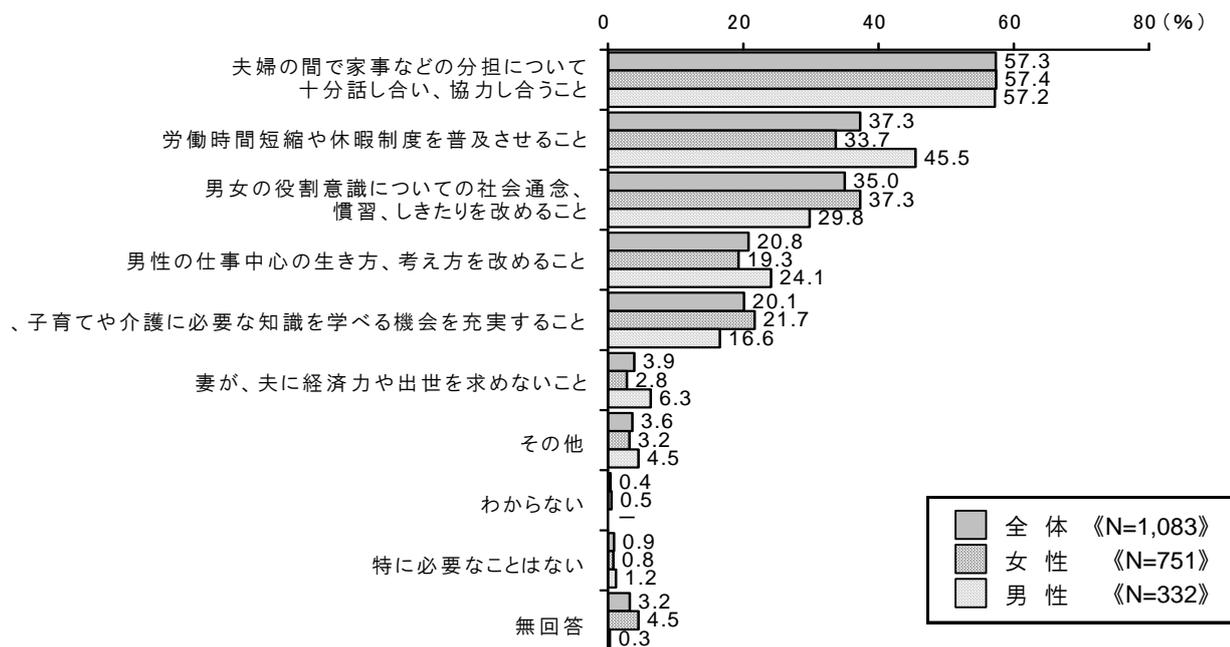
さらに、男性が家事などに参加するために必要なことをたずねると「夫婦間での話し合い」と「労働時間短縮や休暇制度の普及」が多くあげられています。

こうしたことから、男性の家庭参画の支援として、夫婦間のコミュニケーションと働き方の見直し等を促進する必要があります。

男性の家事・子育て・介護等への参加



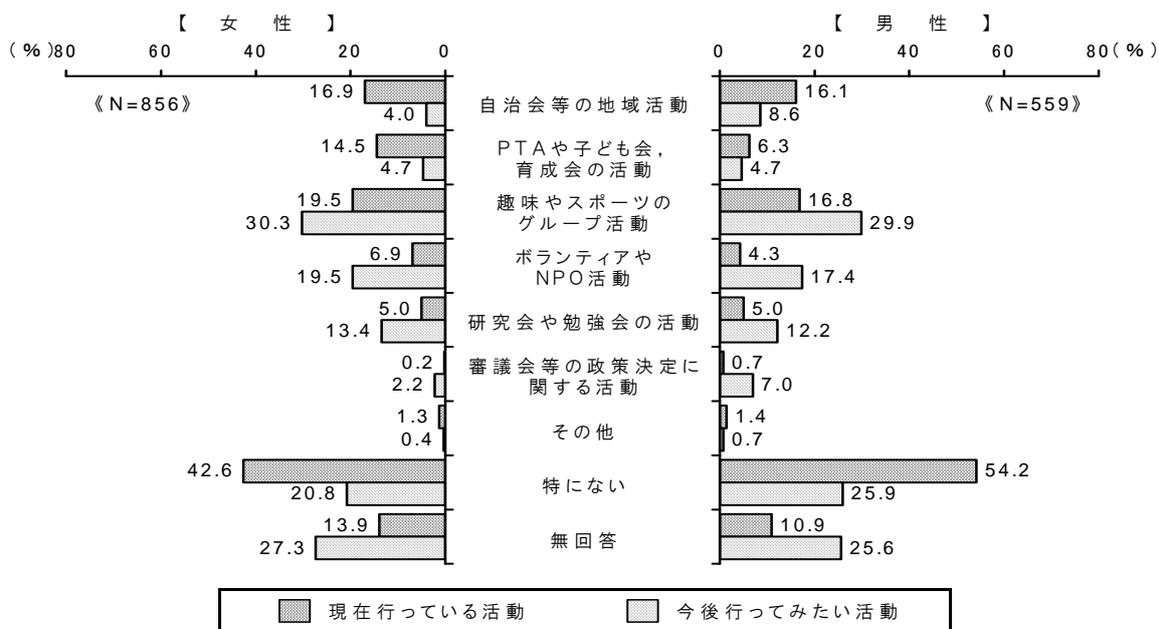
男性の家事・子育て・介護等への参加に必要なこと



2 社会参画

今後行ってみたい社会的活動が「特にない」人は、男女とも前回調査(女性:30.1%, 男性:32.3%)より下回っており、社会的活動への参加意向が高まっていることがうかがわれます。ところが、現在参画できていない理由として「仕事が忙しいから」をあげる人が男性で特に多く、また前回調査(女性:21.6%, 男性:33.3%)より大きく増加していることから、仕事と社会的活動を両立できるよう働き方を見直し、社会生活との調和を図れるようにする必要があります。

社会的活動の参加状況と参加意向



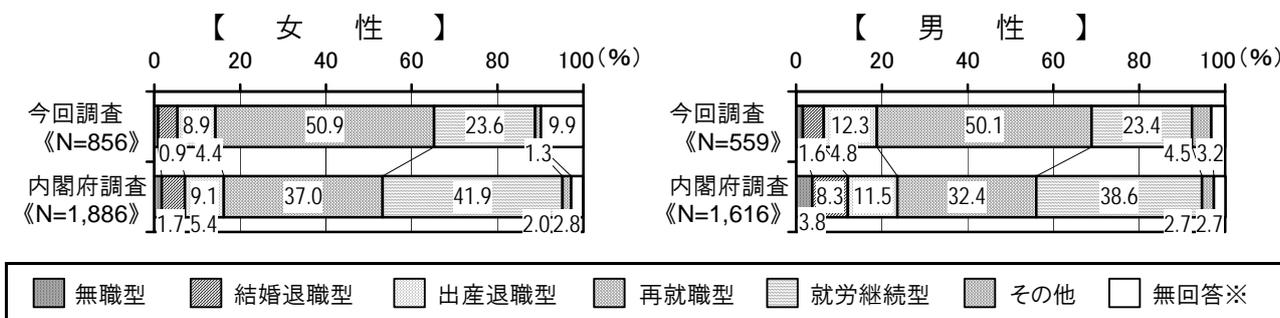
社会的活動に参加していない理由（上位3項目）

理由	全体	男性	女性
仕事が忙しく時間がないから（平成18年度）	37.2%	45.5%	30.4%
（平成13年度）	26.1%	33.3%	21.6%
健康に自信がないから	8.4%	6.9%	9.6%
出産・育児があるから	8.2%	1.0%	14.5%

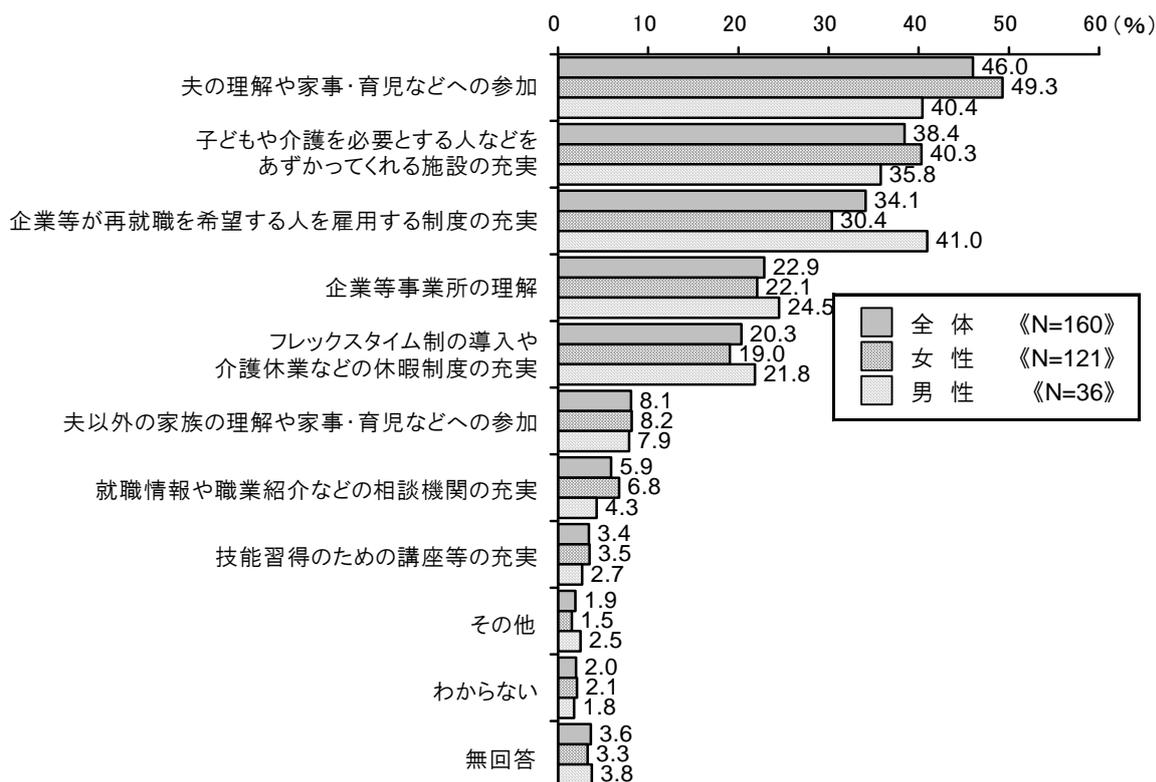
3 職業・就労

女性の働き方の理想として「再就職型」をあげる人は、男女ともに50%を超えており、30%台の内閣府調査に比べ、再就職型を理想とする人の割合が高いという特徴があります。また、女性の再チャレンジに必要なこととして「夫の理解や家事・育児などへの参加」「子どもなどを預かってくれる施設の充実」が上位にあげられていることから、再就職を望む人を対象に、家事・育児との両立に向けた環境整備を行っていく必要があります。

女性の働き方の理想（内閣府世論調査（平成16年）との比較）



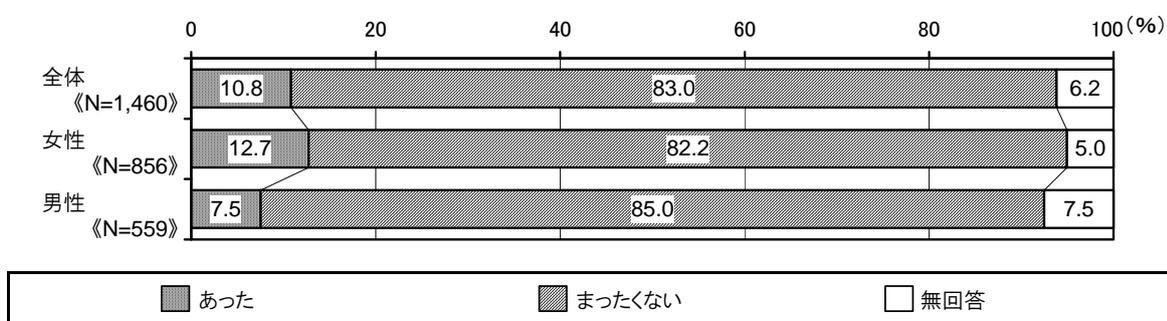
女性の再チャレンジに必要なこと



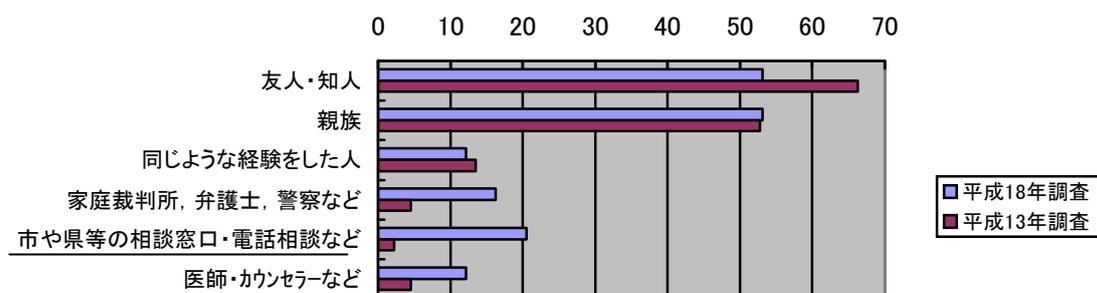
4 男女の人権

パートナーから身体的暴力、いやがらせや脅迫などの精神的暴力、性的暴力を受けたことのある女性は男性の1.7倍にのぼっています。DV被害者で公共の窓口等に相談している人の割合は前回調査と比べて増えているものの、暴力を受けた人の多くが「相談しようと思わなかった」と答えていることから、相談体制の充実とともに、相談窓口について広く周知する必要があります。

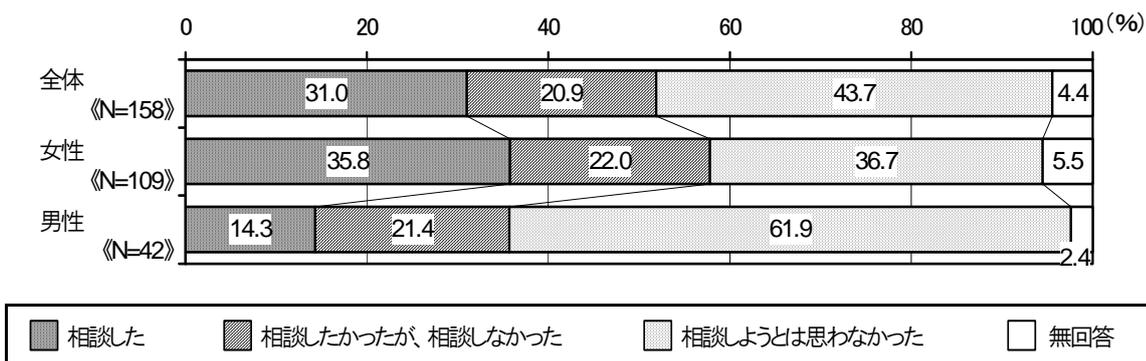
パートナーから過去2年間に暴力を受けた経験



暴力を受けた人で相談した人の相談先



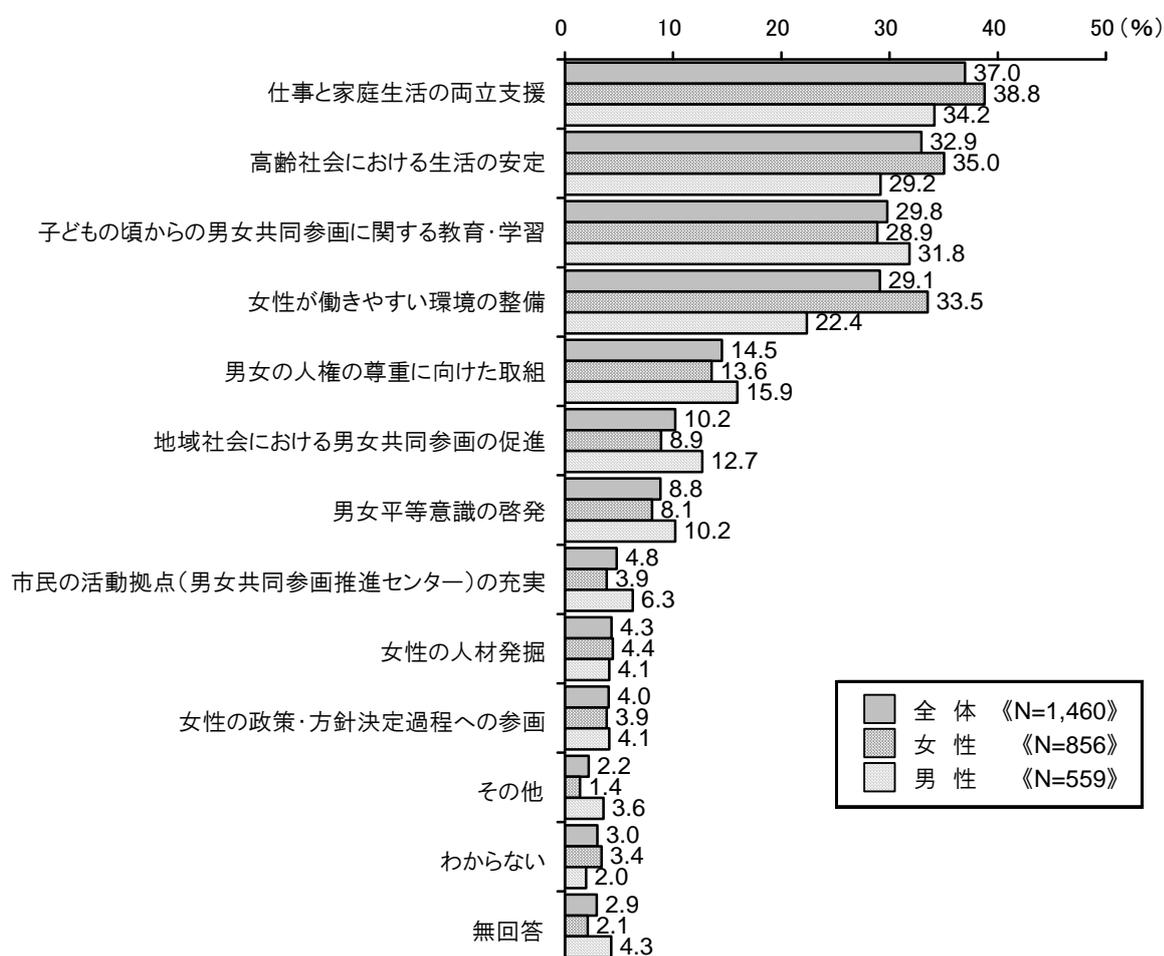
相談の有無（暴力を受けた人）



5 男女共同参画に関する施策

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れたらよいと思う施策の上位3項目は「仕事と家庭生活の両立支援」「高齢社会における生活の安定」「子どもの頃からの男女共同参画に関する教育・学習」となっており、これらのニーズに的確に対応する必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき施策



3 「男女共同参画行動計画うつのみやパートナープラン」の 評価に基づく課題

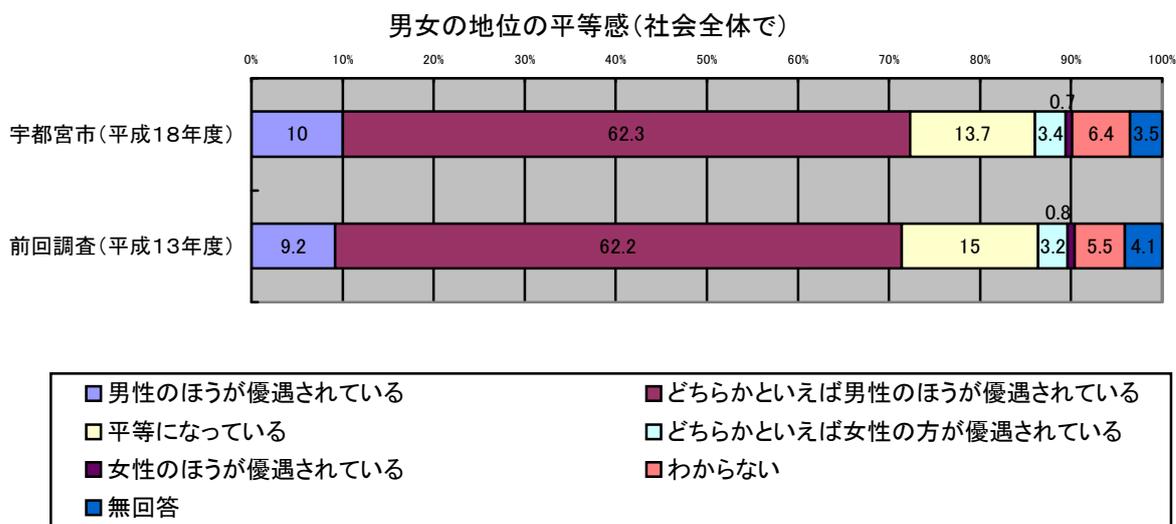
「男女共同参画行動計画うつのみやパートナープラン」（計画期間：平成15年度～19年度）は、3つの基本目標のもと、男女共同参画に関する施策・事業を推進してきました。計画の実績評価の概要は次のとおりです。

基本目標1 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

1 男女共同参画意識の啓発

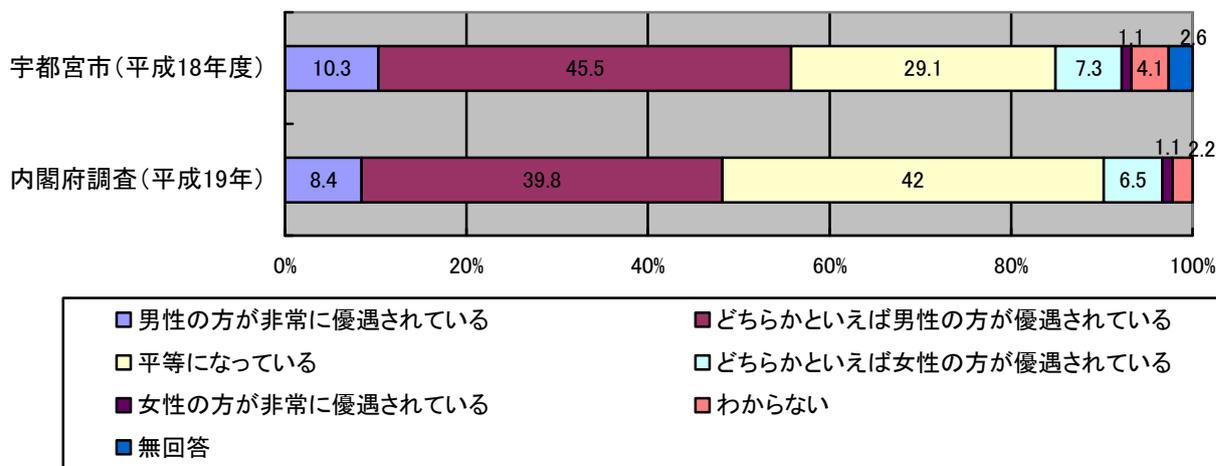
各種啓発事業に取り組み、社会全体において男性優遇と感じる人の割合を71.4%から65%に下げることが目標としていましたが、結果は72.3%となり、男性優遇と感じる人の割合を減らすことができませんでした。また、家庭生活において男女平等と感じる人の割合は29.1%で、平成19年に内閣府が実施した調査結果の42%を大きく下回っています。

こうしたことから、社会のあらゆる分野で男女の地位が平等であると感じられるよう、その根底を成す男女共同参画意識の醸成に更に努めていく必要があります。



(宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査)

男女の地位の平等感(家庭生活で)



(宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査・内閣府男女共同参画社会に関する世論調査)

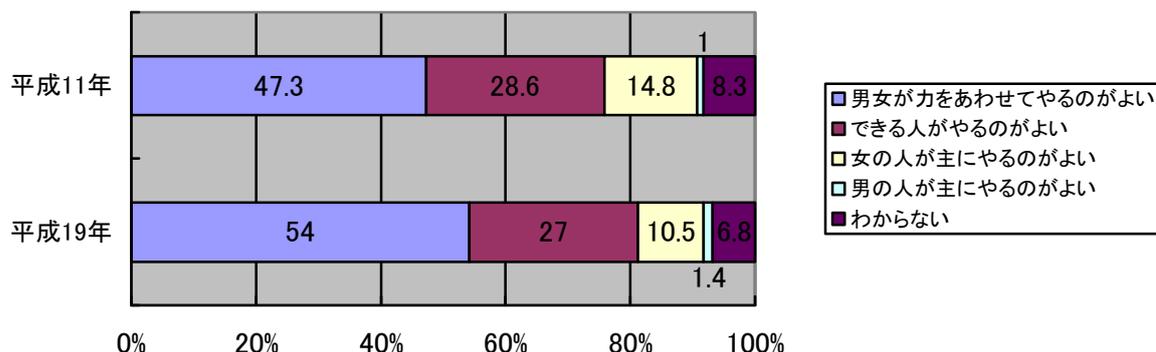
2 男女共同参画に関する教育・学習

男女共同参画教育参考資料の活用などを図り、「家事は男女が力を合わせてするのが良い」と回答する小学5年生の割合を47.3%から60%にすることを目標としていました。しかしながら、平成19年時点で、「家事は男女が力を合わせてするのが良い」の回答者の割合は54%で目標を下回る結果となりました。

こうしたことから、引き続き子どもの頃から性別にとらわれない、男女共同参画意識を高める教育を行う必要があります。

また、子どもは家庭内の保護者の役割分担や言動に大きく影響を受けるため、保護者の男女共同参画意識も高める必要があります。

食事の支度や掃除・洗濯などの家の仕事を誰がするのがよいと思いますか



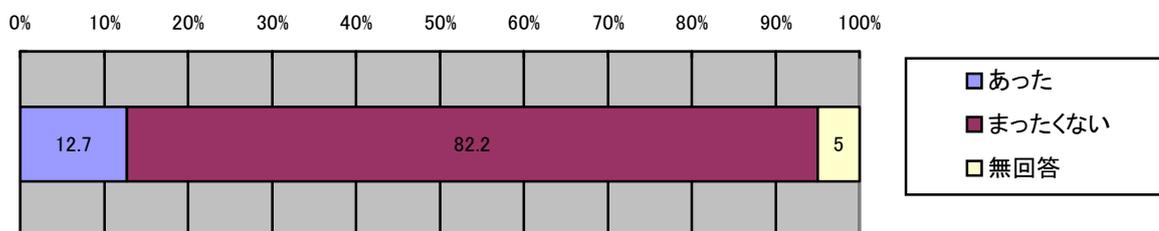
(宇都宮市調査)

3 男女の人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶する

女性への暴力根絶に向けた環境づくりや被害者救済の支援のための相談事業の充実を図ってきましたが、過去2年間に夫や恋人から、身体的・精神的・性的暴力を受けた経験のある女性は12.7%であり、また、本市の女性相談所におけるDV相談件数も上昇傾向にあります。

今後も、DVが重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広めるとともに、被害者の保護はもとより、自立に向けた適切な支援を行っていく必要があります。

夫やパートナーから何らかの被害を受けた経験(女性)



(平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する意識調査)

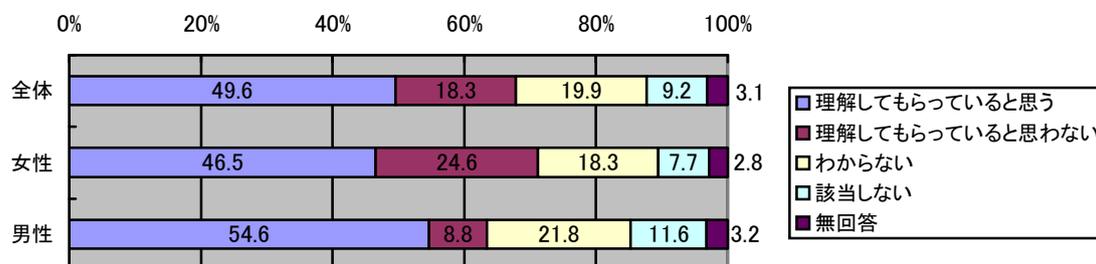
項目	平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績
女性相談件数のうちDV相談件数	124件	221件	327件	321件

4 生涯を通じた男女の健康支援

男女の生涯にわたる健康づくりを支援してきましたが、平成18年度実施の男女共同参画に関する市民意識調査で、健康や身体に対するパートナーの理解についてたずねたところ、理解してもらっているとは思わない女性は24.6%で、男性の8.8%を15.8ポイント上回り、男性と女性が感じる理解の度合いに差が見られました。

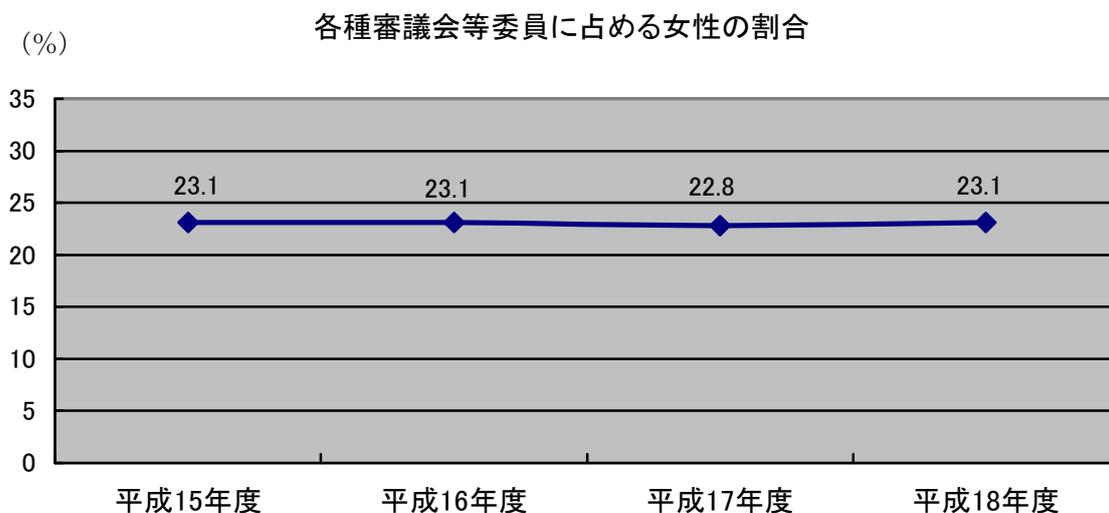
こうしたことから、男女が互いの身体上の健康や身体的特質を十分に理解しあい、思いやりをもって生きていくために、若いときから男女の健康に関する正確な知識・情報を入手し、身に付ける必要があります。

健康や身体に対するパートナーの理解



基本目標2 あらゆる分野における男女の参画機会の確保

平成18年度末の本市における女性の審議会等委員の登用率は23.1%で低調です。女性があらゆる分野で、その能力を発揮できるよう、環境を整備する必要があります。

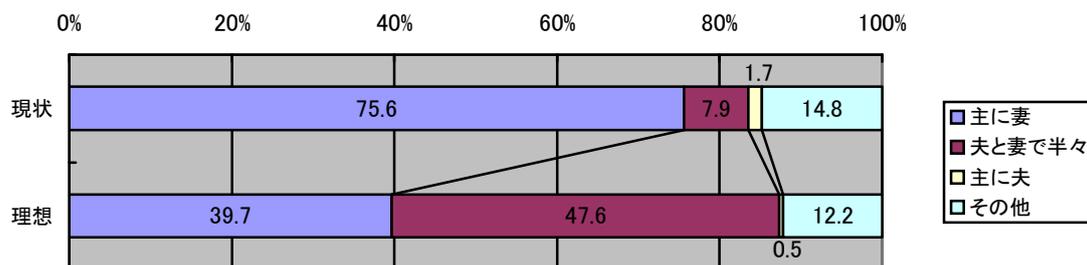


基本目標3 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

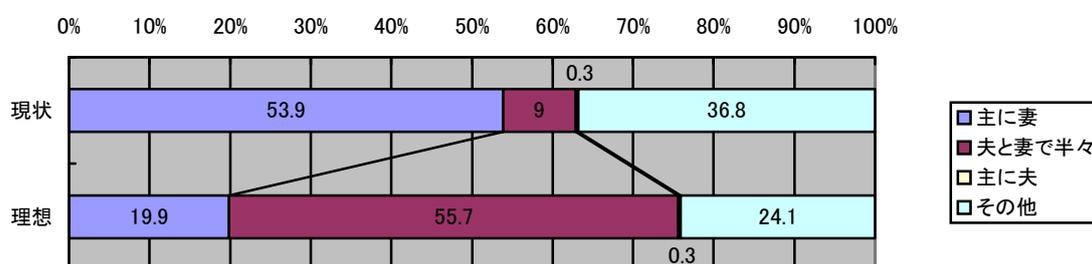
1 家庭生活とその他の活動の両立支援

男性も女性も家庭生活と職業等の活動との両立ができるよう、子育てや介護の支援に関するさまざまな事業を実施してきました。しかしながら、平成18年度に実施した市民意識調査において、家庭内で夫婦の役割分担の現状と理想を比べると、現状は、家事はほとんど「主に妻」が担っているものの、理想は「夫と妻が半々」が高く、現状と理想の間に差がみられます。家庭における性別役割分担を見直し、男性も女性も家族的責任を果たすことができるよう、男性の家庭参画を促進する必要があります。

夫婦の役割分担の現状と理想<炊事>



夫婦の役割分担の現状と理想<子どもの身の回りの世話>



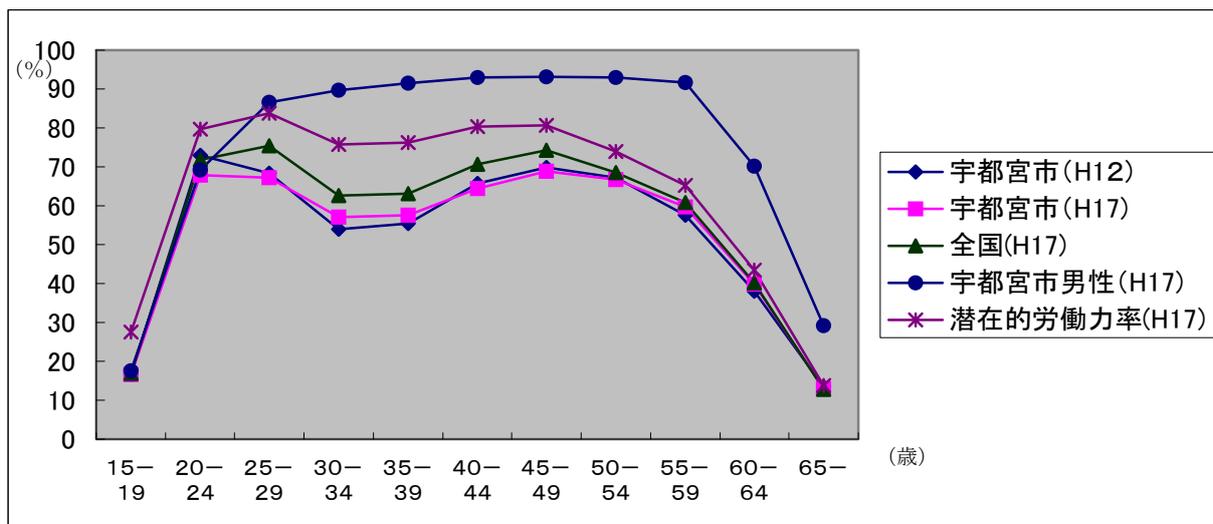
(平成18年度宇都宮市男女共同参画に関する市民意識調査)

2 就業の分野における環境の整備

結婚・出産・子育て期である30代前半(30歳～34歳)の女性の労働力率が低下する、いわゆる「M字型曲線」の解消に向け、再雇用支援などを行ってきましたが、平成17年の国勢調査の結果では、30代前半の女性の労働力率は57.1%で、全国平均の62.7%を下回っています。一方、30代前半の女性の潜在的労働力率は75.8%で、就業意欲はあるものの実際には就業できない状況があることが分かります。

こうしたことから、女性の継続就業や再就職を支援する環境整備に努める必要があります。

年代別女性の労働力率と潜在的労働力率



注) 労働力率=労働力人口(年齢階級別) / 15歳以上人口(年齢階級別)

潜在的労働力率=(労働力人口(年齢階級別)+非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)
 総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成17年平均)より

4 課題の総括

男女共同参画社会をめぐる社会の動向, 男女共同参画に関する市民意識調査の結果および「男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」の実績評価から導き出された課題の総括は次のとおりです。

課題1 男女共同参画意識づくりが必要です

- ・ 男女共同参画意識の更なる啓発が必要です。
- ・ 子どものころからの男女共同参画意識づくりが必要です。

課題2 男性も女性も希望に沿って仕事・家庭生活・地域生活などに参画できる環境づくりが必要です。

- ・ 仕事と家庭等との両立支援の推進が必要です。
- ・ 雇用環境の整備・働き方の見直しが必要です。
- ・ チャレンジ支援が必要です。
- ・ 女性の再就職支援が必要です。
- ・ 男女がともに家庭生活に参画することが必要です。
- ・ 男女がともに地域活動に参画することが必要です。

課題3 男女共同参画の視点にたった人権の尊重を図ることが必要です。

- ・ DV 防止のための総合的な取組が必要です。
- ・ 男女の健康について理解しあうことが必要です。

第2章 男女共同参画を取り巻く課題